

## 保険料延納できる？

前年度に基づくと不可

### 問

昨年度の確定保険料はギリギリ 40 万円に達さなかったものの、今年度は新たに従業員を雇用し、賃金総額の見込みが著しくは増えませんが、概算保険料は 40 万円以上になりそうです。延納可能ですか。’

40 万円以上の納付になれば

### 答

概算保険料は、継続事業の場合、原則として、賃金総額の見込み額に一般保険料率を乗じて計算します（徴収法 15 条）。この賃金総額の見込み額には特例が認められており、前保険年度の賃金総額の 100 分の 50～100 分の 200 に収まる場合、前保険年度の賃金総額を見込み額とするとしています（徴収則 24 条、徴収法コンメンタール）。延納は、概算保険料が 40 万円（労災保険・雇用保険の一方のみ成立の場合は 20 万円）以上の場合にできます（徴収法 18 条）。労働保険事務組合に委託した際は、額の多寡にかかわらず可能です。前保険年度の賃金総額に基づく 40 万円未満だが、新たに雇用したなどで今年度は見込み額が 40 万円以上となる際には、原則の計算方式に基づく後者の見込み額で概算保険料を申請し納付することで、延納を受けることが可能としています（東京労働局）。